



AUSTRALIAN EMBASSY SEOUL
VISA & CITIZENSHIP OFFICE

テンポラリーワーク(短期特定活動) ビザ (サブクラス 400)

申請書類チェックリスト

このチェックリストには、テンポラリーワーク (短期特定活動) ビザ申請に必要な情報及び必要書類を記載しています。また、個々のケースにより、追加で必要となる可能性のある書類も記載しています。

申請に関わるパスポートを含む必要書類は、全てコピーをご提出下さい。審査中に書類の認証コピーや原本の提出を求められる場合もあります。英文で書かれていない書類に関しては、オーストラリア公認翻訳者 - NAATI (<http://www.naati.com.au>) またはプロの翻訳者による英文翻訳が必要です。

申請の際は、書類漏れ・記入漏れのないようご確認下さい。書類に不備があった場合、補足書類の提出を求められる場合もありますが、申請時に提出した書類のみで審査・結果を出す場合もありますのでご了承下さい。

注記: ビザの条件を満たすことが出来ずに不許可となった場合や、申請を取り下げた場合でも、申請料金は返金出来ませんのでご了承下さい。

このチェックリストは、印刷して申請書の表に添付して下さい。

申請用紙・申請料金	✓
<p>You need to apply and pay visa application charge online via ImmiAccount: See: ImmiAccount</p> <p>Visa application charge: See: Fees</p>	
代理申請	✓
<p>代理申請用紙 Form 956, Advice by a migration agent/exempt person of providing immigration assistance</p> <p>または、 代理申請用紙 Form 956A, Appointment or withdrawal of an authorised recipient</p>	
身元確認書類	✓
<p>申請者及び申請に含まれている家族の、有効なパスポートのコピーまたは認証コピー：顔写真、個人情報、署名、全てのビザ・出入国記録・ビザ申請記録が記載されているページは全てコピー。</p> <p>注記: ビザ審査官が、必要と判断した場合は、ビザ審査中にパスポートの原本をリクエストする場合もある</p>	
<p>申請者が日本在住または韓国在住の場合：在留カードまたは外国人登録証のコピー（裏表両方）</p>	
<p>パーソナル ID ナンバーの記載がない、台湾パスポート保持者：出生国または第 3 国に再入国出来ることを証明する書類</p> <p>参照: 台湾パスポート保持者へのご案内</p>	
<p>中国パスポート保持者：ナショナル ID カード(身分証)のコピー</p>	
<p>申請者の配偶者が申請に含まれている場合：婚姻を証明する書類のコピーまたは、事実婚にあることを証明する書類のコピー（例としては、共同名義の通帳、共同名義の請求書）</p>	
18歳未満の子供について	✓
<p>申請者が 18 歳未満の子供を同行させたいが、もう片方の親がビザ申請に含まれてない場合：主申請者がその子供を同行させることが出来る法的権利を記した書類が必要。例としては：</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所や役所が発効した、親権の記載された法的な書類の認証コピー ● 同行しない親が、渡航許可を明記した宣誓供述書 ● 用紙 Form 1229 Consent form to grant an Australian visa to a child under the age of 18 years (125 kB PDF). ● 出生を証明する書類 (日本国籍の場合: 戸籍謄本、韓国籍の場合は<u>子供の名前で発行された Family Relation Certificate</u> 及び Identification Certificate) <p>用紙1229を使用する場合、同行しない親の顔写真及び署名が確認出来る、身分確認書類のコピーを添付 (パスポート、運転免許証等)</p>	
<p>資金証明書類</p>	
<p>オーストラリア滞在中、申請者及び同行する扶養家族が十分に生活出来ることを示す、申請者の資金証明</p> <p>例 (以下に限らない):</p> <ul style="list-style-type: none"> - 雇用主からの、資金援助に関する手紙 - オーストラリアの受け入れ先企業・機関からの資金援助に関する手紙 	-
<p>オーストラリアでの活動</p>	✓
<p>高度な技術を要する仕事を行う場合</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者の職位、就労期間、職務内容、申請者がオーストラリアで就労しなければならない理由を明記した、雇用先からの採用通知・契約書 ● フリーランスの場合: 旅程のコピー ● エンターテインメント業界に関わる作品制作を行う場合: 放映に関する契約書など、制作する作品をオーストラリアで放映・上映しないことを証明するもの <p>オーストラリアに3ヶ月以上滞在しなければならない場合は、その仕事の必要性・重要性及び、申請者の雇用条件がオーストラリアの労働基準法を満たしていることが記載された書類が必要</p>	
<p>オーストラリアの自然災害やその他異例の事態により、救急隊員として招聘された場合</p>	
<p>オーストラリア連邦、州、準州の緊急対応機関からサポートレター</p>	
<p>Foreign Affairs student ・レシピエントの場合</p>	
<p>オーストラリアの大臣からのサポートレター</p>	